代田橋駅周辺地区 地区街づくり計画(素案) 目標と方針

地区の概要

位置:大原二丁目、羽根木一丁目及 び羽根木二丁目各地内

面積:約28.5ha

街づくりの目標

- 1 地区の日常生活を支える便利で にぎわいのある商業環境の形成
- 2 みどり豊かで潤いと落ち着きのある住環境の形成
- 3 安全・快適で円滑な交通環境の 形成
- 4 災害に強い安全な市街地の形成
- 5 地域の自然資源を活かした街の 魅力の向上

土地利用の方針

1 駅周辺地区

 地区の日常生活を支える生活拠点 として、商業・業務施設等が立地 するにぎわいのある市街地の形成 を図る。

2 幹線道路沿道地区

・周辺の住環境との調和に配慮し、 事務所・店舗・サービス施設等が 立地する防災性の高い沿道市街地 の形成を図る。

3 放射 23 号線沿道地区

・周辺の住環境との調和に配慮し、 都市計画道路の整備にあわせて、 建築物の不燃化等により防災性の 高い沿道市街地の形成を図る。

4 住商協調地区

・住宅と商業・サービス施設等が調和した市街地の形成を図る。

5 住宅地区

・戸建住宅と集合住宅が共存し、周辺の街並みと調和した住宅地の形成を図る。

6 低層住宅地区

・低層の戸建住宅を中心とし、落ち 着きのある住宅地の形成を図る。

7 公共公益施設地区

・みどりの拠点として、地域に親しまれるオープンスペースの創出を図るとともに、災害時の防災拠点としての機能向上を図る。

道路・交通施設の整備の方針

1 地区内幹線道路

- ・放射23号線の整備については、 代田橋駅への安全で円滑な移動経 路を確保するために、適切な位置 への信号交差点の整備を図る。
- ・放射23号線の整備については、 歩行者空間の確保のために、必要 に応じて電線類等の地中化を図る。
- ・井ノ頭通りについては、代田橋駅 への主要なアクセスルートとし て、安全で快適な歩行者空間の確 保を図る。

2 その他の道路

- ・主要生活道路については、事業化までの経過段階において、震災時の円滑な消防活動が可能な空間の確保を図る。
- ・京王線の連続立体交差事業に伴う 側道の整備については、歩行者の 安全性の確保を図る。
- ・主な地先道路等については、平常 時の安全な通行及び円滑な消防活 動のための空間の確保を図る。
- ・商店街通りについては、歩行者が安全に通行できる空間の確保を図る。
- ・狭あい道路は、平常時の通行及び 消防活動に支障をきたさないよう に、空間の確保を図る。
- ・木造住宅の密集市街地等では、避 難時の安全性向上のため、通り抜 け道路等の整備を図る。
- ・安全対策が必要な交差点では、隅 切りを設けるなど、交通環境の整 備を図る。

3 駅周辺の交通施設

- ・計画図に示す駅付近の交差点については、京王線の連続立体交差事業に伴う側道整備にあわせ、安全性に配慮した交差点の整備を図る。
- ・駅前広場等については、車の寄付きを設けるなど駅利用者の利便性向上を図るとともに、地域住民の憩いや待ち合わせに配慮した整備を図る。
- ・自転車利用環境の向上のために、 鉄道事業者と連携して自転車等駐 車場の整備を図る。

公園・広場等の整備の方針

- 1 公園が少ない地域には、みどり 豊かな憩いの場及び防災上有効な 空間として、公園·広場等のオープ ンスペースの確保を図る。
- 2 和田堀給水所には、防災と地域 コミュニティの視点からみどり豊か なオープンスペースの確保を図る。

建築物等の整備の方針

1 建築物等の用途の制限

・商店街通りのにぎわいの連続性を確保し、良好な商業環境を形成する。

2 建築物の構造の制限

・火災の延焼を防止し防災性の向上を図る。

3 敷地面積の最低限度

・敷地の細分化に伴う住環境の悪化を防止する。

4 壁面の位置の制限

- ・商店街通りの安全で快適な買物空間を確保する。
- 良好な住環境の維持及び防災性の向上を図る。

5 建築物等の形態又は色彩その他の 意匠の制限

• 周辺の環境と調和した街並みを形成する。

6 垣又はさくの構造の制限

・災害時の街の安全性を高めるとと もに、緑化の推進を図る。

7 自転車等駐車場の設置

・敷地内での適切な駐車を促す。

8 雨水流出抑制施設の設置

・都市災害の防止や地下水を保全する。

緑化の方針

- 1 和田堀給水所の建替事業にあわせ、みどりの拠点の形成を図る。
- 2 玉川上水緑道をはじめとする公園、神社等のまとまりある既存のみどりを保全・再生し、育成を図る。
- 3 放射23号線の整備にあわせ、 歩道部に植栽帯等を設けて道路線 化を推進し、みどり豊かな景観の 創出を図る。
- 4 既存樹木の保全及び生垣等による緑化の推進により、みどり豊かな街並みの形成を図る。

代田橋駅周辺地区



平成30年1月 世田谷区 北沢総合支所 街づくり課

『地区街づくり計画(素案)説明会』を開催します!

代田橋駅周辺地区では、京王線の連続立体交差事業等を契機に街づくりの検討を進め、平成27年3月には「地区街づくり計画(たたき台)」について意見交換会を開催しました。

その後、本地区を横断する都市計画道路 放射第23号線が東京都により平成27年 12月に事業化され、沿道の皆さまとは 「放射23号線沿道地区街づくり懇談会」 を行ってきました。

このたび、上記意見交換会や街づくり懇談会の意見等も踏まえ作成した「地区街づくり計画(素案)」について、説明会を開催します。多くの皆さまのご参加をお待ちしております。

-【開催概要】

◇日時

平成30年2月15日(木) 午後7時~8時30分

(開場:午後6時30分から)

◇会場

代田区民センター2階

第1・第2会議室(代田6-34-13) ※お車でのご来場はご遠慮ください

◇内容

地区街づくり計画(素案)の説明



【お問い合わせ先】

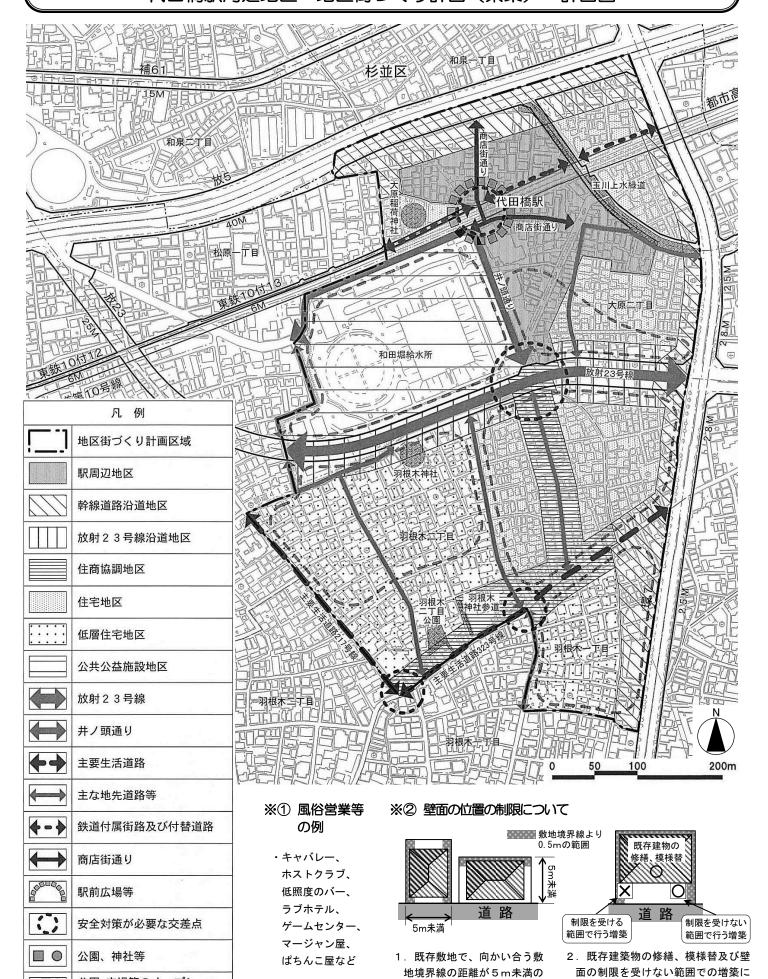
世田谷区 北沢総合支所 街づくり課(担当:松本、中村)

住所:〒155-8666 世田谷区北沢 2-8-18 北沢タウンホール 11 階

電話:03-5478-8031 FAX:03-5478-8019



代田橋駅周辺地区 地区街づくり計画(素案) 計画図



場合、その境界線に面する部

分は適用しません。

ついては適用しません。

公園・広場等のオープンスペースを確保するエリア

代田橋駅周辺地区 地区街づくり計画(素案) 建築物等に関する事項

		ı		ı	1		ı	
地区	名称	駅周辺地区	幹線道路	放射 23 号線	住商協調地区	住宅地区	低層住宅地区	公共公益
区分		//h O OI	沿道地区	沿道地区	//b O OI	//b = 71	#5.0.0 1	施設地区
	面積	約3.6ha	約 4.1ha	約 2.2ha	約 2.3ha	約5.7ha	約 6.2ha	約 4.4ha
建築物等の 用途の制限		・ホテル・旅館、風俗営業等(※①)を営む建築物は建築してはならない。 —						
		・ 商店街通りに面する建築						
		物の1階部分は住宅・共同						
用述	り制限	住宅としてはならない。						
		ただし、住宅等の出入り ロはこの限りでない。						
2 =1 公公計加 <i>《</i>		□はこの限りでない。 ・建築物は、耐火建築物又は準耐火建築物とするように努める。						
	構造制限	• 建築物は、	则火建築物又lo	3.準则火建築物 	 	券似る。 		
敷地面積の 最低限度		_		70m² —		70m²		_
取心	!限長	- 「主西大洋茂吸」とい音では、一巻吸山心・紅ももこれは、中等は、のは、は、中では、一巻吸山心・紅をは、一巻の山心・紅をは、一巻の山心・紅をは、一巻の山心・紅をは、一巻の山心・は、						2
		・「主要生活道路」沿道では、道路中心線から建築物の外壁等までの距離は3m以上とする。 - 「充作装造の」、沿着では、道路特別線から建築物の外壁等までの距離は3m以上とする。						
壁面の	の位置	•「商店街通り」沿道では、道路境界線から建築物の外壁等までの距離は 0.5m 以上とする。						
の制限		_				・隣地境界線から建築物の外壁		
						等までの距離は0.5m以上 とする。(※②)		
辟而後	 艮区域の							
工作物等の		域には、門、フェンス、車止め、自動販売機等、通行の妨げとなる工作物等を設置してはならない。						
	制限	23/10/07/13/) <u> </u>					10.00 2.00 18
		 ・建築物の屋根又は外壁の形態、色彩、意匠は、周辺の街並みに調和したものとする。						
建築物	勿等の	・屋外広告物等の形態、色彩、意匠は、周辺の街並みに配慮したものとし、腐朽、腐食又は破損しや						
形態又は色彩		すい材料を使用してはならない。						
その他	の意匠	・軒、庇、手すり、戸袋、出窓、階段、からぼり(ドライエリア) その他これらに類するものが、道						
の制	制限	路境界線との間の壁面の位置の制限の規定により建築物の外壁又はこれに代わる柱等を設けること						
•		路境界線との	の間の壁面の低	立置の制限の規		物の外壁又はこ		
					見定により建築	物の外壁又はこ してはならない。		
				也の部分に、突	見定により建築 出する形状と		れに代わる柱等を	
垣又は	さくの			の部分に、突・道路に面し	現定により建築 出する形状と て垣又はさく	してはならない。	れに代わる柱等を	
				もの部分に、突 ・道路に面し ンス等とし、	現定により建築 出する形状と て垣又はさく 、フェンス等の	してはならない。 を設ける場合は 、	れに代わる柱等を 生垣又はフェ める。	
	さくの			* 道路に面し ンス等とし、 ただし、道	規定により建築 出する形状と て垣又はさく 、フェンス等の 路面からの高。	してはならない。 を設ける場合は、)場合は緑化に努	れに代わる柱等を 生垣又はフェ める。 の部分及び敷地	
	さくの	ができない。	こととなる敷地	eの部分に、突 ・道路に面し ンス等とし、 ただし、道 の形状又は	規定により建築 出する形状と て垣又はさく 、フェンス等の 路面からの高で 構造上やむを得	してはならない。 を設ける場合は、 D場合は緑化に努 さが O.6 m以下の 身ないものはこの	れに代わる柱等を 生垣又はフェ める。 の部分及び敷地	を設けること —
	さくの	ができない。	こととなる敷地	eの部分に、突 ・道路に面し ンス等とし、 ただし、道 の形状又は	規定により建築 出する形状と て垣又はさく 、フェンス等の 路面からの高で 構造上やむを得	してはならない。 を設ける場合は、 D場合は緑化に努 さが O.6 m以下の 身ないものはこの	れに代わる柱等を 生垣又はフェ める。 の部分及び敷地 限りでない。 緑化又は壁面緑(を設けること —
構造	さくの の制限	ができない。	こととなる敷地	eの部分に、突 ・道路に面し ンス等とし、 ただし、道 の形状又は	規定により建築 出する形状と て垣又はさく 、フェンス等の 路面からの高で 構造上やむを得	してはならない。 を設ける場合は、 D場合は緑化に努 さが0.6m以下の 身ないものはこの 道部の緑化、屋上	れに代わる柱等を 生垣又はフェ める。 の部分及び敷地 限りでない。 緑化又は壁面緑(O ㎡以上 150	を設けること —
構造の樹木の	さくの の制限 O保全と	ができない。	こととなる敷地	eの部分に、突 ・道路に面し ンス等とし、 ただし、道 の形状又は	規定により建築 出する形状と て垣又はさく 、フェンス等の 路面からの高で 構造上やむを得	してはならない。 を設ける場合は、 り場合は緑化に努 さが0.6 m以下の はこの はこの は部の緑化、屋上 ・敷地面積 100	れに代わる柱等を 生垣又はフェ める。 の部分及び敷地 ・限りでない。 緑化又は壁面緑(〇 ㎡以上 150 3本	を設けること —
構造の樹木の	さくの の制限	ができない。	こととなる敷地	eの部分に、突 ・道路に面し ンス等とし、 ただし、道 の形状又は	規定により建築 出する形状と て垣又はさく 、フェンス等の 路面からの高で 構造上やむを得	してはならない。 を設ける場合は、 り場合は緑化に努 さが0.6 m以下の 身ないものはこの 首部の緑化、屋上 ・敷地面積 100 ㎡未満:中木 ・100 ㎡未満:	れに代わる柱等を 生垣又はフェ める。 の部分及び敷地 ・限りでない。 緑化又は壁面緑(〇 ㎡以上 150 3本	を設けること —
構造の樹木の	さくの の制限 O保全と	ができない。	こととなる敷地	eの部分に、突 ・道路に面し ンス等とし、 ただし、道 の形状又は	規定により建築 出する形状と て垣又はさく 、フェンス等の 路面からの高で 構造上やむを得	してはならない。 を設ける場合は、 り場合は緑化に努 さが0.6 m以下の 身ないものはこの 道部の緑化、屋上 ・敷地面積 100 ㎡未満:中木 ・100 ㎡未満: ただし、敷地	れに代わる柱等を 生垣又はフェ める。 の部分及び敷地 限りでない。 緑化又は壁面緑(O ㎡以上 150 3本 中木2本	を設けること 一
構造の樹木の	さくの の制限 O保全と	ができない。	こととなる敷地	eの部分に、突 ・道路に面し ンス等とし、 ただし、道 の形状又は	規定により建築 出する形状と て垣又はさく 、フェンス等の 路面からの高で 構造上やむを得	してはならない。 を設ける場合は、 り場合は緑化に努 さが0.6 m以下の 身ないものはこの 道部の緑化、屋上 ・敷地面積 100 ㎡未満:中木 ・100 ㎡未満: ただし、敷地	れに代わる柱等を 生垣又はフェ める。 の部分及び敷地 限りでない。 緑化又は壁面緑(O ㎡以上 150 3本 中木2本 面積の5%以上 ものについては	を設けること 一
樹木の緑化の	さくの の制限 O保全と	ができないる	子樹木の保全を	* 道路に面し、 * 道路に面し、 ンス等とし、道 ただし、道 の形状又は を図るとともに	規定により建築 出する形状と て垣又はさく 、フェンス等の 路面からの高で 構造上やむを復 、敷地内の接	してはならない。 を設ける場合は、 り場合は緑化に努 さが0.6 m以下の 身ないものはこの 道部の緑化、屋上 ・敷地面積 100 ㎡未満:中木 ・100 ㎡未満: ただし、敷地 の緑化をした: この限りでない	れに代わる柱等を 生垣又はフェ める。 の部分及び敷地 限りでない。 緑化又は壁面緑(O ㎡以上 150 3本 中木2本 面積の5%以上 ものについては	を設けること
樹木の緑化の	さくの の制限 O保全と の推進	ができない。 - ・積極的に既存 ・長屋、共同位	子樹木の保全を	* 道路に面し、 * 道路に面し、 ンス等とし、道 ただし、道 の形状又は を図るとともに	規定により建築 出する形状と て垣又はさく 、フェンス等の 路面からの高で 構造上やむを復 、敷地内の接	してはならない。 を設ける場合は、 り場合は緑化に努 さが0.6 m以下の 身ないものはこの 道部の緑化、屋上 ・敷地面積 100 ㎡未満:中木 ・100 ㎡未満: ただし、敷地 の緑化をした: この限りでない	れに代わる柱等を 生垣又はフェ める。 の部分及び敷地 限りでない。 緑化又は壁面緑(O ㎡以上 150 3本 中木2本 面積の5%以上 ものについては い。	を設けることと
樹木の緑化の	ではくのの制限 かんまま かんまま かんまま かんまま かんまま かんまま かんしょう はいまれ かんしょう はいまれ かんしょう はいまれ かんしょう はいまれ かんしょう はいまれる かんしょう はいまれる かんしょう はいまれる かんしょう はいまれる はいまれる かんしょう はいまれる しゅう はいまな しゅう はい はいまな しゅう はい はい はい はいまな しゅう はい	ができないる ・ 積極的に既存 ・ 長屋、共同に 場を設ける。	こととなる敷地 - 字樹木の保全を 主宅、寄宿舎! ように努める。	* 道路に面し、 * 道路に面し、 ただし、道 の形状又は を図るとともに マは下宿を建築	規定により建築 出する形状と て垣又はさく 、フェンス等の 路面からの高で 構造上やむを得 、敷地内の接	してはならない。 を設ける場合は、 り場合は緑化に努 さが0.6 m以下の 身ないものはこの 首部の緑化、屋上 ・敷地面積 100 ㎡未満:中木 ・100 ㎡未満: ただし、敷地 の緑化をした。 この限りでなり 住戸数以上の駐	れに代わる柱等を 生垣又はフェ める。 の部分及び敷地 限りでない。 緑化又は壁面緑(O ㎡以上 150 3本 中木2本 面積の5%以上 ものについては い。	を設けることと
樹木の 緑化の ショ転車等の 狭あい	おくのの制限の保全との推進事場を置	ができないる - 積極的に既存 - 長屋、共同に 場を設ける。 - 狭あい道路の 自転車等を記	こととなる敷地 - 字樹木の保全を 主宅、寄宿舎な ように努める。 の後退用地や 置かないように 置かないように	* 道路に面し、空では下宿を建った。	限定により建築 出する形状と て垣又はさく 、フェンス等の 路面からの高。 構造上やむを得 、敷地内の接 でする場合は、 のいては、道路	してはならない。 を設ける場合は、 り場合は緑化に努 きが0.6 m以下の きないものはこの 道部の緑化、屋上 ・敷地面積 100 ㎡未満:中木 ・100 ㎡未満: ただし、敷地 の限しでない 住戸数以上の駐 状に整備し、プ	れに代わる柱等を 生垣又はフェ める。 の部分及び敷地 限りでない。 緑化又は壁面緑(〇 ㎡以上 150 3本 中木2本 面積の5%以上 ものについては い。 車台数を備えたほ	を設けること 上等に努める。 一 自転車等駐車 車、バイク、
樹木の緑化の	で くの か 制限 か 保全 進車場 設置 路 道路	ができないる - 積極的に既存 - 長屋、共同に 場を設ける。 - 狭あい道路の 自転車等を記	こととなる敷地 - 字樹木の保全を 主宅、寄宿舎な ように努める。 の後退用地や 置かないように 置かないように	* 道路に面し、空では下宿を建った。	限定により建築 出する形状と て垣又はさく 、フェンス等の 路面からの高。 構造上やむを得 、敷地内の接 でする場合は、 のいては、道路	してはならない。 を設ける場合は、 り場合は緑化に努 きが0.6 m以下の きないものはこの 道部の緑化、屋上 ・敷地面積 100 ㎡未満:中木 ・100 ㎡未満: ただし、敷地 の限しでない 住戸数以上の駐 状に整備し、プ	れに代わる柱等を 生垣又はフェ める。 の部分及び敷地 限りでない。 緑化又は壁面緑(〇 ㎡以上 150 3本 中木2本 面積の5%以上 ものについては い。 車台数を備えたほ	を設けること 上等に努める。 一 自転車等駐車 車、バイク、